

令和5年度平常展特集

「対馬の古文書展」概要報告

山口 華代

はじめに一平常展特集開催までの経緯

令和5年9月22日（金）から10月9日（月）まで、対馬博物館では平常展特集「対馬の古文書展」（以下、企画展と省略する）を開催した。この企画展は、9月23日（土）～25日（月）にわたり、対馬市で開催された日本古文書学会¹第55回学術大会にあわせて企画されたものである。

開催までの経緯をまとめておくと、令和4年11月、日本古文書学会理事の佐伯弘次氏（九州大学名誉教授）が対馬博物館を訪問したことに始まる。佐伯氏からは、日本古文書学会の説明とともに来年度に対馬市で日本古文書学会の学術大会を開催すること、また大会開催にあわせて対馬博物館で中世文書の史料見学会ができないかとの打診があった。対馬博物館の町田一仁館長はこの申し出を受け、さらに大会当日だけの史料見学会で終わらせるのではなく、一般来館者にも幅広く観覧ができるように特別展示室を使った企画展の開催を提案した。こうして対馬の古文書展を開催することが決定した²。

この時点で企画展の開催まで1年を切っており、効率的に準備を進めるために、当初段階でいくつかの取決めを行った。一つ目が、展示監修に佐伯弘次九州大学名誉教授に入らせていただくことである。佐伯名誉教授は対馬の中世史が御専門であり、上対馬町誌編纂事業では町内の中世文書を多数掲載した史料編を刊行するなど、島内の中世文書に通暁されていることから、史料選定や全体の構成など企画展全体の根幹にかかわる重要な部分を担っていただいた。二つ目に、展示は長崎県・対馬市がそれぞれ所管し対馬博物館に収蔵している中世文書を中心にする事とした。時間的制約があることから、館蔵資料をメインとし、個人蔵の中世文書の展示は最小限にとどめた。

本稿は、企画展の開催趣旨や展示構成のほか、各家文書の概要をまとめた。巻末には出品史料の図版、基礎情報、キャプション等を掲載した。企画展の図録は作成していないので、本稿を図録の代わりとしていただければ幸いである。

1 企画展の開催趣旨及び概要

1.1 開催趣旨

対馬は全国的にみても古文書、とくに中世文書が多数伝来している地域として注目を集めてきた。対馬の旧家では、対馬島主から発給された古文書を「御判物」と称し、所領や公事（税）の免除など付与された特権を保障し、また宗氏との主従関係を示すものとして大切に保管した。明治・大正期から古文書採訪が行われたが、とくに戦後は学術調査の環境が整ったことから、次々に古文書採訪が実施された。こうして多くの古文書の存在が明らかになり、対馬の歴史研究の進展に大きく寄与した³。

本センターは、上記学術調査の対象にもなった対馬の家文書を多数収蔵する。その多くが前身の県立対馬歴史民俗資料館（昭和52年度～令和元年度）時代に蒐集したものである。しかしながら、長らく専門の学芸員が不在であったこと、また平成20年代以降は中核資料である対馬宗家文庫史料の悉皆調査を優先していたことなどから、家文書を紹介する機会はほとんどなかった。

この企画展では、対馬の旧家に伝わるさまざまな中世文書を一挙に公開した。地元・対馬において、これだけ多くの中世文書を展示・公開する機会は初めての試みである。

対馬の中世文書の特徴については、佐伯弘次名誉教授がまとめているので、全文を紹介する（展示会場に掲示）。

対馬の中世文書

対馬は古文書の宝庫と言われます。それには二つの意味があります。

一つは約8万点あるとされる宗家文庫史料の存在です。いま一つは、島内の各家・寺院・神社などに所蔵される中世文書の多さです。佐藤進一『古文書学入門』（法政大学出版局、1971年）にも、「対馬には、中世に島主として、江戸時代に藩主として君臨した宗氏の発給した鎌倉時代以来の文書が、今日なお多数伝わっている」と記されています。対馬のように、どこの集落にも中世文書があるという地域は他にはありません。

対馬藩は、江戸時代に何度か「御判物写^{ごはんもつうし}」という事業を行いました。これによって家々の家格が決まるという側面があったので、島主（藩主）の文書は意図的に大事にされ、残されました。その反面、そうではない私文書の類いはあまり重要視されず、多くは廃棄されました。また対馬には、島主や郡主が元服させたり、名前の一字や官職などを与える文書が多く残っています。こうした儀礼的な文書は、政治的にも重要な意味を持っていました。15世紀になると、対馬と朝鮮との交流が活発になります。それに応じて、朝鮮に関連する文書も多く作成されました。ただし、朝鮮から直接出

された文書はあまり残っていません。

対馬の中世文書は、

- ① 他地域の文書に比べて、紙が小さく、薄い。
- ② 折紙(紙を半分に折って使用した文書)の文書が多い。
- ③ 付年号(年号を月日と別行に書く形式)の文書が多い。
- ④ 仮名書きの文書が多い。

といった特徴があります。また、明治維新以来、多くの古文書が所蔵者とともに島を離れました。こうした文書の追跡調査が望まれます。

展示監修 佐伯弘次(九州大学名誉教授)

1.2 企画展の概要

企画展名 対馬の古文書展

会 期 令和5年9月22日(金)

～10月9日(月)

※木曜休館

開催場所 対馬博物館 特別展示室1・2

主 催 対馬博物館・長崎県対馬歴史
研究センター

観 覧 料 平常展示の観覧料又は
年間観覧券の提示が必要

展示監修 佐伯弘次九州大学名誉教授

1.3 展示構成

今回の企画展では、対馬の中世文書を

きるだけ多く展示することを主眼に、各家文書から1点ないし2点の古文書を選定することとした。とくに章立ては設けず、鎌倉時代後期から江戸時代初期までの史料を時代順に展示した。

当初は特別展示室1室のみでの展示を考えていた。ところが、寄託者や個人所蔵者との出陳交渉を進めていくと、所蔵者の方々は博物館での展示に前向きであったため、想定よりも多くの中世文書の出陳が可能となった。それにともない展示スペースが手狭となったことから、思い切って展示室2室を使用した。

展示した史料は、参考出品も含めて20件24点。内訳は、県が所有・寄託受入等をしているもの19点、対馬博物館の所有が3点、個人所有が2点。このうち、国重要文化財が3点(「小田家文書」2点、「高麗版大般若経」1点)、長崎県指定有形文化財が1点(「朝鮮国告身」という構成となった。参考出品の「国絵図」(対馬博物館所蔵)は、対馬に在住していた陶芸家・小林東五氏からの寄贈資料である。

また、観覧者の理解を深めるため、展示ケースの壁面には説明パネルを設置した。集落の地理的特性・神社仏閣・伝承・著名な文化財などの関連情報を、写真や地図情報とともに掲載し、対馬に土地勘のない方や対馬の歴史知識のない方でも理解できるよう努めた。

2 各家文書の紹介

ここでは各家文書の伝来・内容等を簡単にまとめた。

おやま
大山小田家文書（対馬歴史研究センター所蔵）

与良郡大山村（現・美津島町大山）の給人小田家に伝来する中世文書である。

昭和 42 年～同 43 年（1967～68）の国士舘大学による古文書調査では、小田家の本流は絶え、母方の縁戚である庄司家（厳原町田淵）の所蔵となっている⁴。平成 14 年（2002）に佐伯弘次氏・有川宜博氏の両氏によって翻刻・紹介⁵され、のち県有資料となった。

大山小田家文書は卷子装であり、文書の配列はおおむね年代順。鎌倉時代 3 通、南北朝時代 9 通、室町時代 16 通、戦国時代 19 通、近世 1 通の計 48 通で構成されている。文書の多くはもと折紙であったと考えられ、上下を切断し、切紙になった状態で継がれている。文書の右端上に通番が記され、文書と文書とのあいだの継ぎ目には割印が捺されるなど、成巻した際の文書整理の状況を垣間見ることができる⁶。

文書からは、大山氏が網による漁業、塩屋での製塩などに従事し、労働者を使役させていたこと、対馬の豊富な水産資源を活用しながら、朝鮮半島や北部九州へ販売・

交易のために往来していたことなどがうかがえる。こうしたことから学術的価値が高い史料として、平成 24 年（2012）9 月 6 日付けで国重要文化財に指定された⁷。

島居家文書（対馬歴史研究センター寄託）

三根郡木坂村（現・峰町木坂）の島居家に伝来する約 90 点の中世・近世文書である。島居氏は、対馬宗氏をはじめ尊崇を集めていた上津八幡宮（現・海神神社）の社家のひとつである。

南北朝から近世初期までの古文書は約 60 点で、文書は成巻されず、原装を保っている。「宗家御判物写」享保書上では、「木坂八幡宮司 嶋居貞之助」所蔵分として、対馬島主からの知行宛行状や宮司職宛行状が掲載されている⁸。そのほかの中世文書は、土地売渡状などの土地関係文書、書状などがある。ちなみに、対馬現存古文書中の最古のものの一つと評された安貞 2 年（1228）9 月 11 日付け国宣裁許状は、残念ながら伝わっていない⁹。

近世文書は、歴代の対馬藩主から島居家あてに発給された「木坂八幡宮社役之事」を任命する御判物が残されている。中世文書は全体的に状態がよくないため、今後の公開・活用に課題を残している。

うづ
豆殿内山家文書（対馬歴史研究センター所蔵）

豆酩郡豆酩村（現・巖原町豆酩）の給人・内山家に伝来する中・近世文書群。内山氏は、久和氏や小森氏などと同様に、宗助国の弟・惟宗右馬次郎盛就を祖とする家柄である。本家は府中に移っているが、この内山家は豆酩村に在住した。対馬藩主からの御判物は所持していないが、19世紀初頭、内山善治の代に足軽より無足給人に召し出され¹⁰、そのまま幕末を迎えたようである。

中世文書は昭和時代に2巻に成巻されており、14世紀後半の南北朝時代から戦国時代にいたる文書がおおむね年代順に並んでいる。対馬島主からの発給文書はなく、守護代や郡主などから発給された加冠状、官途状などが多い。そのほか譲状や売渡状など土地関係の私文書が比較的多く残っている。対馬藩による「御判物写」事業では、個人間でやりとりされた私文書は調査の対象外となっているため、対馬の私文書はあまり知られていない。今回の展示では私文書の事例として、応永9年（1402）12月21日付け性融譲状を展示した。

寺山家文書（対馬歴史研究センター寄託）

対馬の北西端に位置する上県町佐護の寺山家に伝来する文書群である。中世文書から近代資料まで約200点の文書がある。

佐護は、豆酩とともに対馬固有の天道信仰の一大中心地である。佐護の恵古地区に

ある天諸羽神社は、中世には「権現」と呼ばれ、また境内地には観音堂があった。古代・卜部の子孫である寺山家は、権現宮司と観音堂住持を兼務していた。「宗家御判物写」享保書上では「観音住持」所持分として収録されている¹¹。

寺山家は明治初年まで神社境内にて毎年正月3日に亀の甲を焼いて吉凶を占う亀卜を行っていた。寺山家文書にも亀卜に関する資料が残されている。

永留家文書（対馬歴史研究センター寄託）

三根郡木坂（現・峰町木坂）の社家・永留家に伝わる中世文書である。「宗家御判物写」享保書上にも「木坂村鉾舞役／社人長留林右衛門」が所持する御判物とある。（明治時代までは「長留」と表記）。

永留家は代々、八幡宮の舞役をつとめてきた家柄である。展示史料にも「両社まいの事」とあるように、三根村の長留家とともに上津八幡宮・下津八幡宮（現・八幡宮神社）の両方の八幡宮の舞役をつとめた。対馬島主から、両八幡宮の舞役を任じられるとともに、万雑公事（年貢以外のさまざまな夫役や雑役）を免除されている。

八幡宮の舞役については藩政時代も引き続き同家に宛行われているが、残念ながら近世文書は伝わっていない。なお、所有者の永留史彦氏によると、海神社での鉾の舞の神事は、昭和40年代頃まで続いている。

たという。

藤家文書（対馬博物館所蔵）

藤家は、府中の八幡宮（厳原町、現・八幡宮神社）の宮司家で、対馬藩総宮司職を世襲した。約7,600点におよぶ文書群が伝来している。明治時代以降に、藤家から洲藻（対馬市美津島町）の俵家へ移された¹²。その後故・柚谷圭三氏（美津島町雑知）が譲り受け、柚谷氏から対馬市へ寄贈された¹³。

藤家の先祖は元・肥前国葛城の地主であったが、鎌倉時代に宗氏入島にともなった一族であるとされている（「藤家文書目録」）。文書群全体のほとんどを占めている近世文書は、藤家が受給・発給した八幡宮関係の文書である。

展示した宗貞盛書状は、下津八幡宮（現・厳原八幡宮神社）への一切経寄進に関するものである。慶長4（1599）、石田三成（1560～1600）は母の冥福を祈り、金剛峰寺に経蔵を建立した。ここに納められている一切経は、奥書から宝徳元年（1449）11月4日に宗貞盛・成職が八幡宮に寄進したものである。宗貞盛書状の日付が11月3日であり、一切経奥書にある日付の1日前であることから、当該書状の発給年は宝徳元年に比定されている¹⁴。

久和家文書（対馬歴史研究センター所蔵）

中世、与良郡久和（厳原町久和）を拠点にしていた久和家の文書群である。中世文書から近代資料まで約170点を数える。

中世文書は原装をたもっており、南北朝から室町時代までの文書約30点がある。当初は宗氏を名乗っているが、1570年代に久和氏へ改姓している。「享禄迄馬廻判物帳」には「久和弥五左衛門所持」として収録されていることから、¹⁵久和氏は江戸時代には府中（城下）に移り、馬廻りとして藩に仕えていた。寛文3年（1663）正月晦日付けの3代藩主・宗義真からの知行宛行状（高200石）をはじめとする歴代藩主の御判物が伝わる。

曲海士文書（対馬歴史研究センター寄託）

厳原町市街地の東・阿須湾の北東岸にある曲地区に伝来する中世文書。卷子装2巻からなり、1巻3通ずつ合計6通が成巻されている。曲地区が帳箱で保管していた、いわゆる区有文書¹⁶であり、昭和25年（1950）に民俗学者・宮本常一も曲を訪れ、当該文書を閲覧・筆写している¹⁷。

曲は集落の南を阿須湾に面し、周囲を山に取り囲まれた狭い谷地形のなかに人家が密集している。集落内に田畑はなく、半農半漁の対馬で唯一漁業を専業とする。鎌倉時代に筑前鐘崎（福岡県宗像市）から対馬へ来島した人々の子孫であるとの伝承をも

ち、対馬の「八海」(対馬の全海域)での漁業権が認められる文書を有する。前近代における曲地区の漁業権益を保障する重要な文書として、地区で大切に保管されてきた。

江戸時代以降は女性たちが中心になり、船で漁場を移動しながら、アワビやサザエなどを獲る潜水業に従事してきたが、現在では伝統的な海女漁は途絶えつつある。

長野家文書(対馬歴史研究センター寄託)

三根郡志多賀村(現・峰町志多賀)の長野家に伝来する中世文書である。「宗家御判物写」享保書上では「志多賀村足軽 長野善八」が所持する御判物として記載がある¹⁸。長野氏は、もと豊前国の国人で、対馬に来島して宗氏の家臣となり、志多賀へ居屋敷を有するようになった。

卷子装で現状 2 巻。卷子冒頭の墨書「御判拾六 長野六郎助」から当時は 16 点の古文書が存在していたが、現状は 12 点が伝わる。必ずしも発給年代順ではなく、文書の状態も良好とはいえない。展示した建武 5 年(1338)3 月日付けの長野助豊軍忠状写のほか、15~16 世紀の対馬島主からの御判物などがある。

阿部家文書(対馬歴史研究センター寄託)

伊奈郡志多留村(現・上県町志多留)の給人・阿部家に伝わる中・近世文書の文書群である。阿部家はもと阿比留姓であり、

近世初期に阿部姓を名乗るようになった¹⁹。

中世文書には伊奈郡主(盛次・調昌・調国)からの発給文書が多く残されている。16 世紀後半は伊奈郡主家の力が強く、本宗家から伊奈郡へたびたび介入を図っていることが指摘されており、伝来文書からもその状況がうかがえる²⁰。いずれもマクリ(表装をはがした状態)であり、もとは卷子装であったと考えられる。

近世文書は、貞享 3 年(1686)3 月付け阿部吉右衛門あての「坪付帳」から幕末までの歴代藩主の知行宛行状(知行高 1 尺 1 厘 1 毛 4)が伝わっている。そのほか、対馬藩主から洪含寺住持を宛先とする寺領安堵状が 10 通ほど確認される。洪含寺は伊奈郡主・宗調国の菩提所であり、現在も阿部家屋敷の裏山中腹には木造堂宇が残っている²¹。

主藤寿家文書(対馬博物館所蔵)

厳原町豆殿の多久頭魂神社の社務をつかさどる供僧^{くそう}²²の家である主藤家に伝わる中世・近世文書を中心した総数約 250 点の文書群である。豆殿は屋号をもつ家が多く、主藤氏の屋号は「ジュウジ」。代々、観音住持をつとめたという²³。

中世文書は、豆殿観音住持あてのものが残されている。そのほか、「天道まつりのやくしやの事」「天道法師縁起」「天道菩薩由来記」など天道信仰に関連する記録類も

確認できる。

豆殿集落の北にある龍良山（標高 558.5 m）は、天道信仰の靈山で古くからみだりに立ち入ることや竹木の伐採が禁じられていた。遥拝所である多久頭魂神社には、中国・龍泉窯の青磁陽刻牡丹唐草文瓶（長崎県指定有形文化財）や高麗青磁、高麗版一切経（国重要文化財）が伝来している。

中村家文書（個人蔵）

三根郡吉田村（現・峰町吉田）の給人・中村家に伝わる中世文書である。「宗家御判物写」享保書上では、「給人中村久之允」が「合御判物貳拾通」を所持するとある²⁴。中世文書は永享8年（1436）のものから慶長期までのものがある。昭和期に2巻の卷子装に成巻されており、状態は良好である。近世文書は、対馬藩主からの知行宛行状のほか、中村氏の系譜などが残されている。

吉田村にある普光寺（曹洞宗）は、文永の役時に当地で討死した宗甲斐六郎の菩提寺と伝え、墓域には宗甲斐六郎の墓（対馬市指定史跡）と伝わる中世風の墓が所在する。吉田には甲斐六郎を祖とする家系が多く、中村氏もその一つである。

財部家文書（対馬歴史研究センター寄託）

伊奈郡琴（現・上対馬町琴）の給人・財部家に伝わる文書群である。中世文書は巻

子装となっており、文明3年（1471）正月吉日付けの財部太郎兵衛あて国盛加冠状から天正20年（1592）2月吉日付けの財部又八郎あて調連加冠状まで19通が伝わる。いずれも『上対馬町誌 史料編』（312～316頁）に翻刻がある。

財部家文書には、伊奈郡主が発給した文書が多く残り対馬島主のものは少ない。伊奈郡では惣領家よりも伊奈郡主の勢力が強かったが、永禄12年（1569）に惣領家の宗義調が伊奈郡内の国人たちに官途や一字を与えるなど伊奈郡主への介入をすすめた²⁵。今回の展示史料もその一つである。

近世の御判物は、3代藩主・義真から15代・義達のものまでが伝わる。知行高が一間以上であることから有力な給人といえる。また、干拓による新開工事や琴村の下知役をつとめるなどしている。

市山家文書（対馬歴史研究センター寄託）

伊奈郡女連（現・上県町女連）・市山家伝来の中世から近代まで約100点の文書群。中世文書は、応永4年（1397）から元亀4年（1573）までの6通があり、昭和期に卷子装に表装されている。状態は良好である。「宗家御判物写上」では、伊奈郷鹿見村の百姓福右衛門が御判物8通を所持しているとある²⁶。

近世文書は約15点と点数は多くない。対馬藩主から市山家あての御判物はなく、

19 世紀に足輕身分から藩への献金等によって給人に召し上げられたようである。

築城家文書（個人蔵）

築城家については系譜等が伝わっておらず来歴は不明であるが、近世には城下士（馬廻）として確認できる。中世文書は伝わっておらず²⁷、近世文書は築城家あての延宝 3 年（1675）6 月朔日付け 3 代藩主・義真朱印状をはじめとする歴代藩主からの御判物（石高 120 石）のほか、対馬藩家老連署書状あわせて 15 点が伝わる。

また、築城家文書には、築城氏とは直接の関係のない古文書も含まれている。なかでも、天文 9 年（1540）4 月 26 日付けの藤原（門司）氏親あての大内義隆大府宣は注目すべき文書である。戦国大名として中国・北部九州を治めた大内義隆は、武家でありながら当時すでに途絶していた大府宣と呼ばれる文書様式を復活させたことで知られている。大府宣とは、古代九州を統括した役職である大宰府の長官が在庁官人たちに命令を下すために出した文書で、大宰大弐に任命された大内義隆が、自らの権威を示し、北部九州の統治を円滑に進めるために発給したものと考えられている。本史料はこれまで知られている大内義隆大府宣の一つで、原文書の展示・公開は今回が初となる。

中世の北部九州の有力武家であった門司氏は、鎌倉時代の寛元 2 年（1244）に下総（藤原）親房が平家残党を討伐するために関東より下向したと言われている。一族は門司六ヶ郷に土着していき、六ヶ郷にちなみ門司氏も片野系・大積系・吉志系・楠原系・柳系・伊川系に分立していく²⁸。

なぜ築城氏が門司氏の文書を保持しているかという疑問が生じるが、北九州市立自然史歴史博物館の佐藤凌成学芸員は、対馬藩の田代領（佐賀県基山町と鳥栖市の一部地域）にいた門司氏の存在を指摘している²⁹。門司氏は田代代官所の手代役を代々つとめる家柄であり、田代領の文化・教育の振興に寄与した東明館にも深く関わった³⁰。何らかの事由で門司氏から築城氏の手にも門司文書が渡ったのだろうか。今後の研究が待たれる。

小野家文書（対馬歴史研究センター所蔵）

伊奈郡伊奈村（現・上県町伊奈）の給人・小野家に伝わる文書群である。小野家文書にのこる由緒書によると、小野家ははじめ保家を名乗り大和保家市を本貫としたとされ、その後、周防大内領・筑前国を経て、宗晴康代に対馬へ渡り、伊奈村へ居住するようになった。当初は「保家」「帆開」と称していたが、寛永 14 年（1637）の宗義成の領知宛行状では「尾野」とあり、以降小野姓を名乗るようになる。伊奈村の給

人として下知役をつとめるなどしている³¹。

特筆すべき史料として、朝鮮王朝から倭人にあてられた辞令書である告身がある³²。朝鮮王朝は、倭寇の懐柔政策のひとつとして倭人に官職を与えたが、小野家には文禄・慶長の役以降に発給された2点が伝わる。文禄の役の後である萬曆25年(1597・慶長2)正月付けの告身と、天啓3年(1623)10月付けの告身である。どちらも兵曹(軍事を掌る中央官庁)が国王の命令「教」を奉じて、倭人に武官職を与えたものである³³。縦90~100センチメートル、横75センチメートルの継ぎ目のない一枚の楮紙に堂々たる文字が記されており、朝鮮王朝の発給する文書の圧倒的な大きさには驚かされる。

なお、小野家文書の「(高麗陣)覚」については、日本古文書学会第55回大会研究発表での御報告をもとに、米谷均氏からの御寄稿いただいた。あわせて御覧いただきたい。

大浦家文書(対馬歴史研究センター所蔵)

対馬の北端に位置する豊崎郡大浦(上対馬町大浦)の大浦家に伝わる文書群である。大浦隆典たかまさ氏から県に寄贈されたものである。

大浦家は、宗氏入島以前からの在地の国人衆といわれており、天文15年(1546)に島内各地の宗姓を一斉改姓させたときに大浦姓となった。現在でも、地元では「オ

ウ(大浦の古称)の親方」と呼ばれている。

中世文書を多く伝えており、『上対馬町誌 史料編』には中世から近世初期の文書121通が収録されている。16世紀、対馬宗氏による朝鮮通交の独占が進むと、島主となった宗晴康・義調(一鷗)は豊崎郡主を兼務するなど、朝鮮への渡口として豊崎郡の重要性が増していく。また、文禄・慶長の役に際して豊崎郡は、朝鮮渡海の発着地として、諸大名の多くの軍事物資や兵船が集結する要地となった。企画展では、対馬島内では唯一確認されている、宗義智の舅である小西行長書状を展示した。

近世の大浦氏は、藩当局から城下へ出るよう命ぜられるも、依願して田舎給人となっている。しかしながら、藩主への御目見に際しては奉役隠居の次に御礼を申し上げる、並給人が務めるべき遠見番・状使いが免除されるなど、格式の高い家柄として優遇されていた³⁴。

杉村家文書(対馬歴史研究センター所蔵)

対馬藩宗家で古川家・平田家とともに代々家老職をつとめた杉村家に伝わる中世・近世文書群である。

杉村家は、佐須郡主家の庶流にあたる。佐須郡主家は守護代を兼任しており、本宗家の政権交代に対応し守護代職を世襲した。豆酩郡主の一族である宗盛治の反乱(1528年)をきっかけに、豆酩郡の支配

には佐須郡主の分家があたるようになった。
のち杉村姓を名乗るようになった。

杉村家は宗氏からの信任が厚く、朝鮮外交の重要な場面で活躍している。展示した佐須彦十郎あての宗義調書状は、日本国王使派遣に関する内容である。16世紀中期以降、宗氏は数度にわたって国王使を派遣していた³⁵。もう一つの展示史料「御上京之時毎日記」は、寛永6年(1629)に対馬から朝鮮の都・漢城(現・ソウル)へ派遣した外交使節の日記である。対馬藩2代藩主・宗義成が、北方からの侵略を受けた朝鮮王朝の情勢探索のため、将軍徳川秀忠の意を受けた外交使節であった(正使・規伯玄方、副使・杉村采女)³⁶。

高麗版大般若経(対馬歴史研究センター寄託)

上対馬町琴にある長松寺(曹洞宗)に伝来する高麗版大般若経である。この経典は、江戸時代から明治時代までは同じ琴村の江教寺(天台宗、旧号・江徳寺)にあったが、のちに長松寺へ移された。

長松寺の大般若経は折本装で599帖からなる。巻第525の1帖のみを欠き、初雕本は586帖。室町時代と江戸時代の2度にわたって筆写された写経12帖、南宋時代の版経1帖とで補う。現在は5行折りであるが、折り跡から元は6行折りであ

ったことがうかがえる。

巻第170の奥書に「於時延寶八九月中旬施主江徳寺釋光顕修復之、筆者釋李玄」とあることや巻第600の巻末の万松院光海の識語などから、江戸時代・延寶8年(1680)9月に江徳寺光顕が修復を行っていたことが分かる³⁷。

なお、当該般若経は全体に虫損が及び、また経年劣化も進んでいたことから、平成24年度(2012)から平成29年度(2017)までの6ヶ年事業で全巻の保存修理を実施した³⁸。延寶8年から、実に約330年ぶりの修理となった。

おわりに

令和5年度下半期の特別展との兼ね合いで、会期が2週間余りの短い企画展とはなったが、対馬島内で発給された古文書のほか、朝鮮王朝の発給した辞令書、世界的に貴重な高麗初版大般若経など、あらためて対馬に伝来する古文書の多様さを再認識する機会となった。

通常、古文書は1点ごとに展示・紹介されることが多いが、この企画展では、対馬島内に伝わる貴重な古文書を可能な限り公開することを目的に、展示スペースのほぼすべてを対馬島内に伝来した中世文書で埋め尽くした。展示室では文書同士を相互に比較することができ、文書の様式・料紙の大きさや厚薄などの違いが明白となった。

史料写真からは得られない、原文書だけがもつ歴史情報があることを実感した。

会期中には、日本古文書学会の会員をはじめ、たくさんの方々に会場へ足を運んでいただいた。とくに所有者の方は、御本人様だけでなく御家族とともに観覧いただくケースが多く、古文書の内容だけでなく自身の家の来歴、宗氏との関係などさまざまな質問をいただいた。企画展をきっかけに、自家の歴史や伝来する古文書の価値に関心を持っていただき、それが次世代への古文書の継承につながれば幸いである。また、静岡県清水市在住の米田守氏は、上対馬町琴の御出身で長松寺の隣にお住まいだったこともあり、同寺所蔵の「高麗版大般若経」を観覧するため、奥様とともに帰郷のスケジュールをあわせて御来場いただいたことも付記しておく。

対馬の場合、いまだ島内各地に中世以来の由緒をもつ家や寺社仏閣が存続し、中世文書をはじめとする多くの古文書を保管している。貴重な家文書の受け皿として、対馬博物館及び本センターが機能することが、これまで以上に求められるだろう。

最後に、日本古文書学の運営や同大会の記念講演で多忙を極めるスケジュールのなか、多大なる御尽力を賜った佐伯弘次先生に感謝申し上げる。

(やまぐち・かよ 対馬歴史研究センター係長)

¹ 日本古文書学会は、国内外の古文書に関連する研究及び研究者相互の協力を促進し、古文書学の発展に寄与することを目的とした学術団体である。学会では、毎年一回、学術大会を開催するとともに、近隣の博物館・大学等で史料見学会を実施している。

² 令和5年9月23日～25日に開催された日本古文書学会第55回学術大会は、対馬博物館が共催として大会の運営補助に入り、本センターは後援として協力した。

³ 佐伯弘次「対馬における古文書採訪と中世文書」(『中世の対馬 ヒト・モノ・文化の描き出す日朝交流史』勉誠出版、2014年)。

⁴ 黒田省三「対馬古文書保存についての私見」(『国士館大学人文学会紀要』1号、1969年)。

⁵ 佐伯弘次・有川宜博「史料紹介 大山小田文書」(『九州史学』132号、2002年)。

⁶ 前掲「史料紹介 大山小田文書」参照。

⁷ 重要文化財「小田家文書(48通)」一卷。指定名称は「小田家文書」であるが、今回の展示では、卷子にある墨書表題「大山小田家文書」を尊重し、この名称を採用した。

⁸ 「三根郷給人・寺社・足軽百姓御代々御判物写」(対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類Ⅱ-1-A-55)。『長崎県史 史料編第一』389～391頁。

⁹ 前掲黒田論文。

¹⁰ 内山家先祖のなかに朝鮮御陣に軍功のある家筋であることや、「御判」を所持する家柄であることなど、先祖の軍功や「御判」を所持することから、給人となっている。(中村正夫・梅野初平編『佐須郷・豆鞆郷 給人奉公帳—対馬藩郷土制度史料—』九州大学出版会、1986年)

11 「享保 8 年 4 月日 佐護郷給人・寺社・足軽・百姓御判物写」(対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 II-1-A-56)。『長崎県史 史料編第一』259～262 頁。

12 俵家(本家)へ藤家文書が移された経緯は不明であるが、大正期に雞知村長を、戦中・戦後に雞知町長をつとめた俵龜寿^{かめじゅ}氏の母が藤家から俵家へ嫁いだことから、両家が親戚関係にあったという有力な情報を太田妙子氏(龜寿氏の孫にあたる)より提供いただいた。

13 対馬市教育委員会編『藤家文書(柚谷家旧蔵)目録』(対馬市歴史資料調査報告書第 1 集、2015 年)。平成 21 年 5 月から実施された古文書整理調査で、調査完了分の約 6 割にわたる約 4,700 点について目録が刊行されている。完全版目録の刊行が待たれる。

14 長節子『中世日朝関係と対馬』(吉川弘文館、1987 年)。

15 『長崎県史 史料編第一』720～723 頁。

16 長崎県教育委員会編『長崎県の海女(海士)―海女(海士)民俗文化財特定調査』(長崎県文化財調査報告書 第 42 集、1979 年 3 月)

17 宮本常一『私の日本地図 壱岐・対馬紀行』(未来社、2009 年)

18 「享保 8 年 三根郷給人・寺社・足軽・百姓御代々御判物写」(対馬歴史研究センター所蔵「宗家文庫史料」記録類 II-1-A-55)。『長崎県史 史料編第一』407～408 頁。

19 「(阿部家)家系」、寛永 14 年 8 月 13 日付け宗義成名字宛行状などによると、阿

比留孫右衛門が申出により阿部壱兵衛となっている。

20 荒木和憲『対馬宗氏の中世史』(吉川弘文館、2017 年)181 頁、231～233 頁。

21 長崎県教育委員会編『対馬西岸阿連・志多留の民俗 対馬西岸地域民俗資料緊急調査』(224～225 頁、1973 年)によると、「洪含寺は曹洞宗であり現在無住で伊奈の住職がまいるが、檀家は 3 軒ほどになっているが、ここはもともと天台宗で、萬松院の末寺であった。阿部一族と刈生の木坂(ママ、「木寺」の誤りか)で維持しているという。阿部氏も木坂氏も朝鮮御陣の時、集結におくれて改易になったという家である。ここには対馬で作られたものと伝えられる木彫の如来像がある。」との記述がある。

22 多久頭魂神社の宮司をつとめた故・本石正久氏によると、豆酩集落の上町に居住し、9 戸の社僧の長男が世襲するものであるという。供僧の家に生まれた長男は、幼い頃より不浄に触れないなどの精進のほか、供僧になるには「坊主なり」と呼ばれる修行を経なければならなかった。本石正久「豆酩の赤米神事」(早稲田大学水稲文化研究所『アジア地域文化叢書 海のクロスロード対馬―21 世紀 COE プログラム研究集成―』雄山閣、2007 年所収)。

23 徳永健太郎「対馬中世文書の現在と豆酩関連史料」(前掲『アジア地域文化叢書 海のクロスロード対馬』所収)。

24 前掲「三根郷給人・寺社・足軽・百姓御代々御判物写」。『長崎県史 史料編第一』359～362 頁。

25 この時期、伊奈郡主が代替わりしてお

り、その政治的間隙をぬって、宗義調が伊奈郡へ進出した。『上対馬町誌』97～105頁。前掲『対馬宗氏の中世史』231～233頁。

²⁶ 『長崎県史 史料編第一』(308～309頁)では、元亀2年4月26日付け宗調国書下(市山源六郎尉あて)、元亀4年7月8日付け宗調国書下(市山源六郎兵衛あて)、今回展示をした永禄10年(1567)宗調昌書下の3通が紹介されている。

²⁷ 「宗家御判物写」では府内・御馬廻の築城弥次右衛門が元亀4年8月14日付け、天正18年3月13日付けの文書を所持していたとある。

²⁸ 北九州市立自然史・歴史博物館編刊『門司文書』(2005年)。同館所蔵の門司家文書5巻附門司氏家系1巻は、平成18年(2006)に福岡県指定文化財となっている。

²⁹ 佐藤凌成「対馬築城文書について」(第55回日本古文書学会研究発表、令和5年9月24日開催)。

³⁰ 門司家には約600点にのぼる漢籍・和書、歌書、俳諧書、読物、往来物、謡曲本、明治以降の教科書類が残っている。(鳥栖市教育委員会編『鳥栖市誌 第3巻中世・近世編』鳥栖市、2008年)。

³¹ 丸山大輝「小野家文書について」(『長崎県対馬歴史研究センター所報』1、2021年)

³² 中村栄孝「受職倭人の告身」(『日鮮関係史の研究 上』吉川弘文館、1965年初版、1970年再版)。

³³ 長崎県指定有形文化財。指定名称は「朝鮮国告身(小野家伝来)」。

³⁴ 中村正夫・梅野初平共編『対馬藩郷土

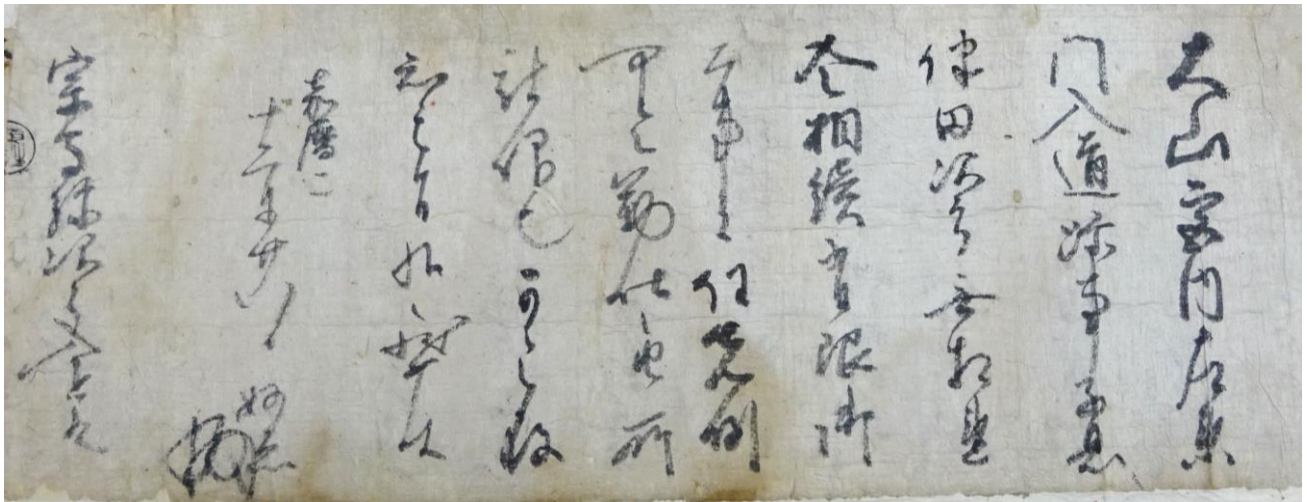
制度史料 豊崎郷給人奉公帳』(九州大学出版会、1988年)。

³⁵ 当該文書について、企画展では「天文21年(1552)カ」と年代比定を行ったが、いくつかの可能性があるので、本稿では「年不詳」とした。

³⁶ 田代和生編著『御上京之時毎日記(近世日朝交流史料叢書)』(ゆまに書房、2023年)。

³⁷ 巻第600巻末の識語については、影印版が『上対馬町誌 史料編』に、カラー図版が九州国立博物館編『特集展示版経東漸—対馬がつなぐ仏の教え—』(2019年)で紹介されている。

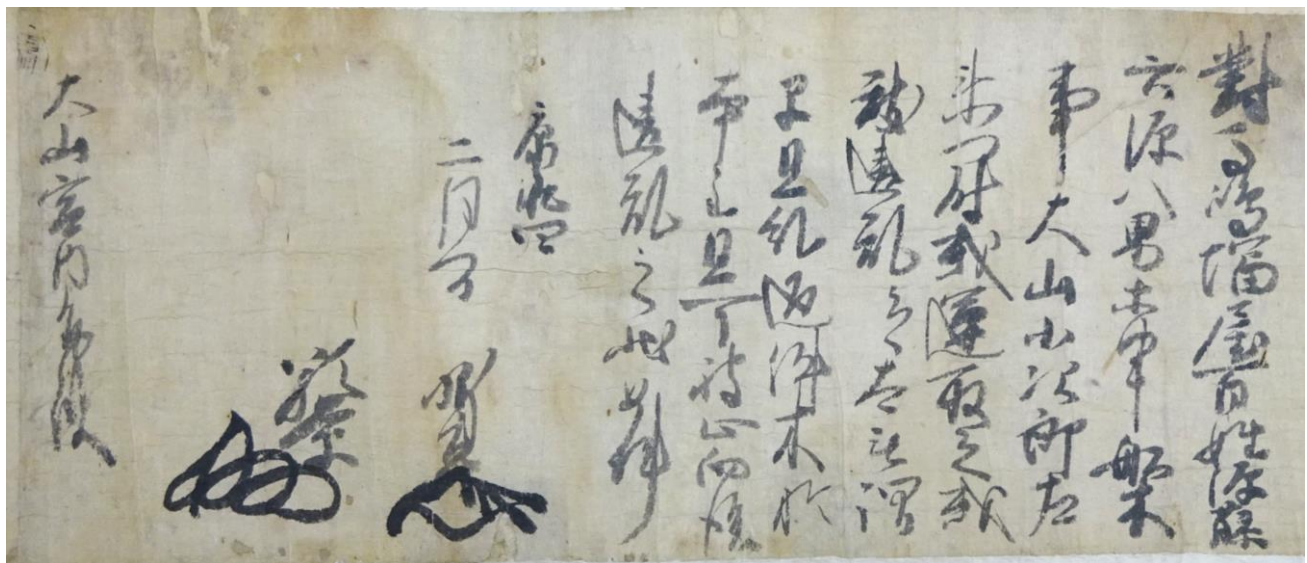
³⁸ 修理にあたっては、文化庁美術工芸品保存修理事業補助金を活用するとともに、文化庁担当調査官から技術的支援をいただいた。また、6ヶ年にわたり、公益財団法人住友財団による文化財修理助成金を活用させていただいた(修理業者：国宝修理装こう師連盟九州支部)。



1 ^{しょうにみょうえ(さだつね)がきくだし}少式妙恵(貞経)書下 (大山小田家文書)
 嘉暦2年(1327)12月28日 宗馬弥次郎入道 あて

対馬の地頭である少式貞経が地頭代宗盛国に出した文書。
 妙恵は貞経の法名。大山宮内左衛門入道の知行地を子息伴田次郎が相続することを認めたもの。大山氏は浅茅湾に面する与良郡大山(美津島町)の領主で、様々な海の権益を持っていた。

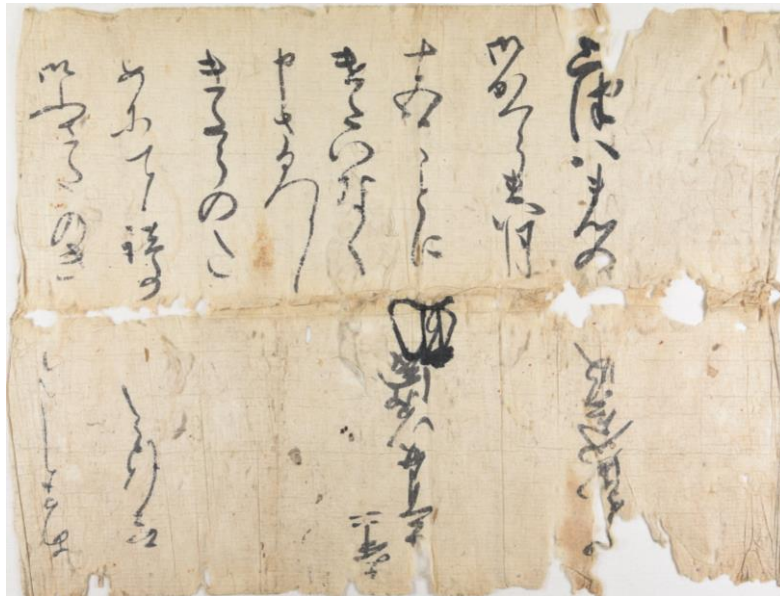
大山宮内左衛門入道跡事、子息伴田次郎無相違令相続、有限御公事者、任先例可令勤仕之由、所被仰也、可令存知其旨給之状如件、
 嘉暦二 十二月廿八日 妙恵(花押)
 宗馬弥次郎入道殿



2 ^{ほけい・さいごうあきかげれんしよかきくだし}輔恵・西郷顕景連署書下 (大山小田家文書)
 康永4年(1345)2月1日 大山宮内允 あて

発給者の輔恵(姓不詳)と西郷顕景は少式頼尚の家臣である。
 両名が、対馬島の塩屋(製塩施設)の百姓源藤六たちの所有する船木(船材)を大山氏が押領したため、それを持ち主に返し、今後違反しないように、同族の大山宮内允に命じたもの。

対馬島塩屋百姓源藤六・源八男等申船木事、大山小次郎左衛門尉、或運取之、或致違乱云々、太無謂、早且糾返件木於本主、且可被止向後違乱之状如件、
 康永四 二月一日 輔恵(花押) 顕景(花押)
 大山宮内允殿

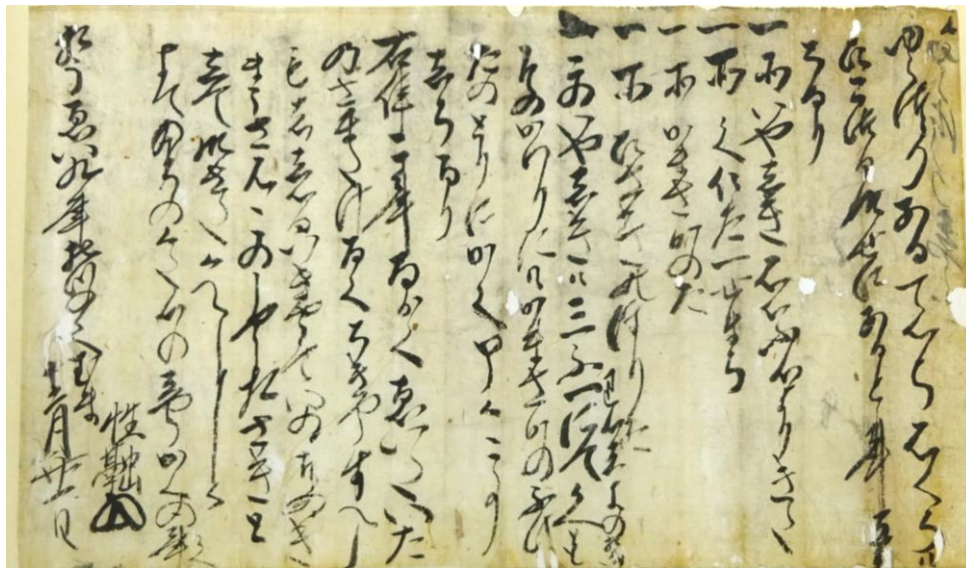


3 宗澄茂書状 (島居家(木坂社家)文書)
 文中4年(1375)12月28日 左衛門入道 あて

宗澄茂が左衛門入道に対して、上津八幡宮(木坂・海神神社)の神楽を毎月15日にきちんに行うように命じたもの。

宗澄茂は仁位宗氏の一族とされ、南北朝時代後期に対馬の島主として、対馬や九州で活動した。澄茂を対馬守護とする考え方もある。

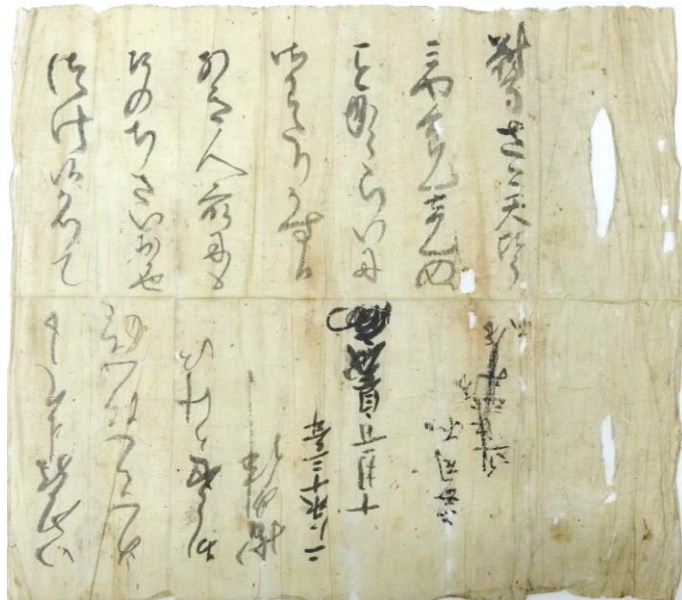
上津八まんの御かくら、まい月十五日ことにけたいなく申さるへく候、きたうのためにて候、諸事御ふさたのきあるましく候、恐々謹言、文中四 十二月廿八日 澄茂(花押) □□左衛門入道殿



4 性融譲状 (豆靨内山家文書)
 応永9年(1402)12月21日

豆靨(厳原町)に伝来した内山氏の家文書の中の1通。応永9年(1402)に性融という人物がひこつる御前に居屋敷と「くにた」、「かまさかのた」、「ひさきのほりた」を譲ったもの。田が多いことが特色である。島主や郡主の文書が多い対馬にあって、こうした私文書は珍しい。

(端裏書)「ゆつりしやう」ゆつりあるてんちはくちは、ひこつる御せにあると事し□□
 ちなり、
 一所 いやしきはんぶんよりきた
 一所 くにた一せまち
 一所 かまさかのた
 一所 ひさきのほりた りんしよの相□□
 一、このいやしきは三ふ一にて候へども、そのかはりにてかまさかのふけたのとりにかへ申候之事しちなり、
 右、件之事、なかくゑいたいたのさまたけなくちきやうすへし、もししんるいきやうていのそぬきまうさは、このしやうおさきとして、御さた候へく候、く、よてのくたんのしやうかくの事之、
 (応永) 性融(花押)
 おうゑい九年みつのへむま十二月廿一日



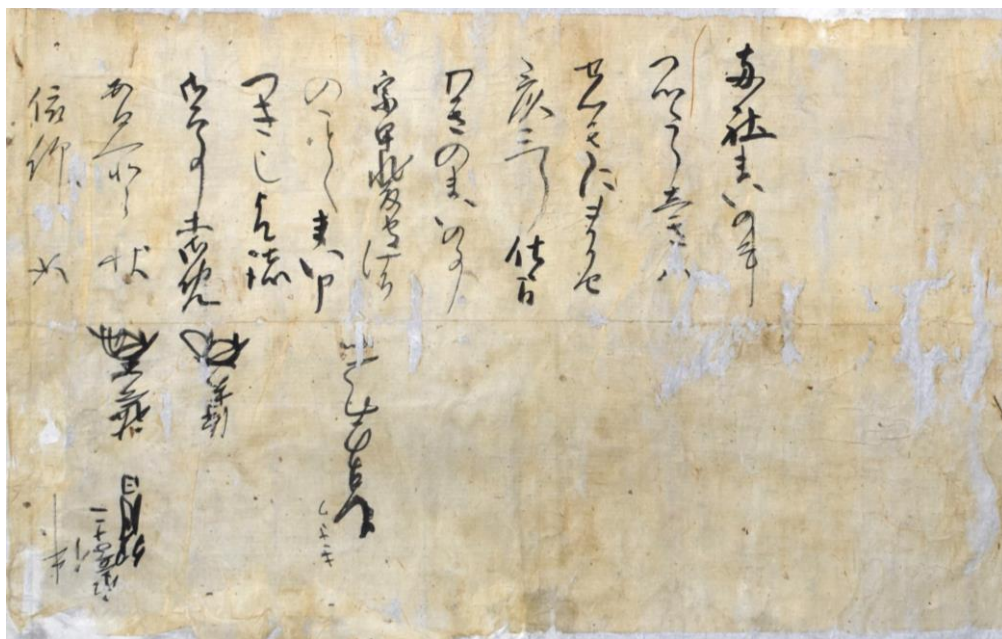
5 宗貞茂書下 (寺山家文書)

応永13年(1406)10月2日 三み御房 あて

佐護観音堂(上県町佐護)住持家の文書。宗貞茂以降、佐護観音堂は関連する神社とともに歴代島主の崇敬を受け、土地の寄進や諸税の免除を受けた。

本文書は、宗貞茂が、佐護天道宮の造営・修理の勧進のために、朝鮮に渡る商人にも例外なく木綿半端ずつを求めることを認めた文書である。

対馬(佐護)さこ天たう
みやくわんしんの
こと、かうらいに
御わたり候する
あき人衆にも、
そのちさいおうせ
つけ候、かつて
いふねまでも
めんはんたんつ
おうせかけ候
状如件、
応永十三年
十月二日 貞茂(花押)
「宮司所
近江御房」三み御房
所



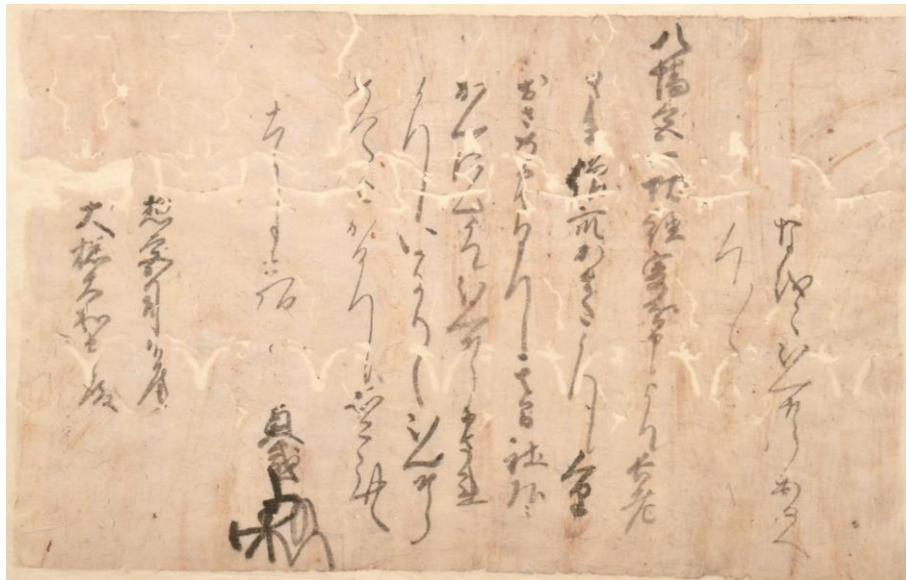
6 祐覚・浄秀連署奉書 (永留家文書)

永享12年(1440)卯月日 むまの五郎 あて

島主宗貞盛が、上津・下津両八幡宮の舞の別当職は彦三郎が務めるので、脇舞については、宗甲斐守の指示のように木坂の右馬五郎が務めるように認めた文書。

同じころ、右馬五郎は、両八幡宮の「舞役」に任じられている。祐覚と浄秀は宗貞盛の奉行人。

両社(別当職)まいの事、
へつたうしきは、
せんぎにまかせ、
彦三郎仕候間、
わきのまいの事、
宗甲斐守(下町)けち
のことくまい申
へき也、よて諸
公事等御免
ある所之状、
依仰□如
件、
永享十二
卯月日 祐覚(花押)
浄秀(花押)
きさか
むまの五郎所



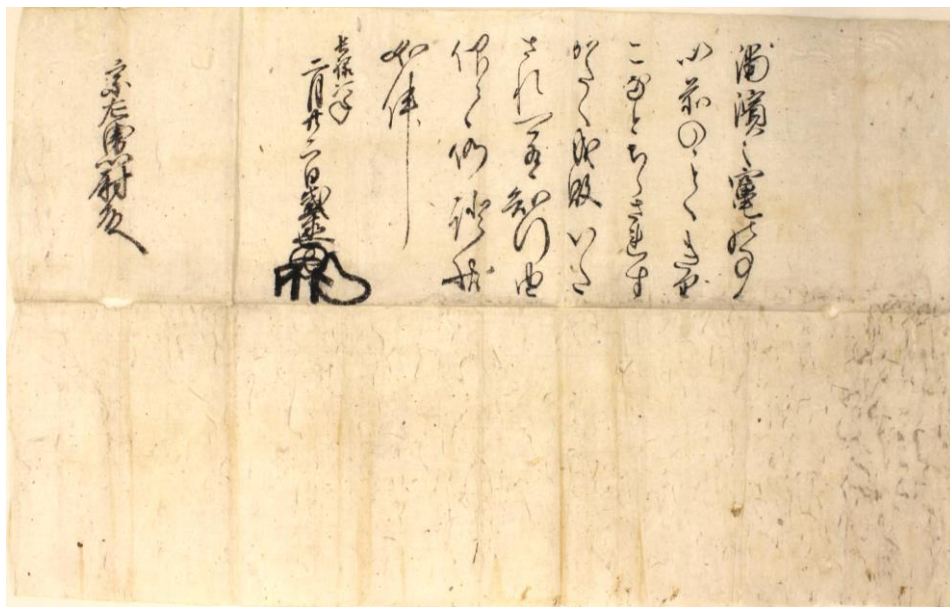
7 宗貞盛書状 (藤家文書)

(宝徳元年・1449)11月3日 惣宮司・大掾大和守 あて

宗貞盛が下津八幡宮(厳原の八幡宮神社)に、一切経(全ての仏教経典)を寄進したので、長老・僧衆が尽力して神社に納入するように指示した文書。

「御判物写」に府内藤勘之允所持とある。金剛峯寺(和歌山県)所蔵の本経典の奥書から、宝徳元年(1449)に比定されている。

なをく(奔走)ほんそうあるへ
く候、く
八幡宮一切経寄進申候、よて長老
さま、僧衆あまた候へく候、くり
おさめ申さるへく候、其間、社頭に
かん(堪忍)ん候て、ほんそう申され
候へく候、いかにもく(奔走)ほんそう
めてたかるへく候、恐々謹言、
十一月三日 貞盛(花押)
惣宮司御房
大掾大和守殿

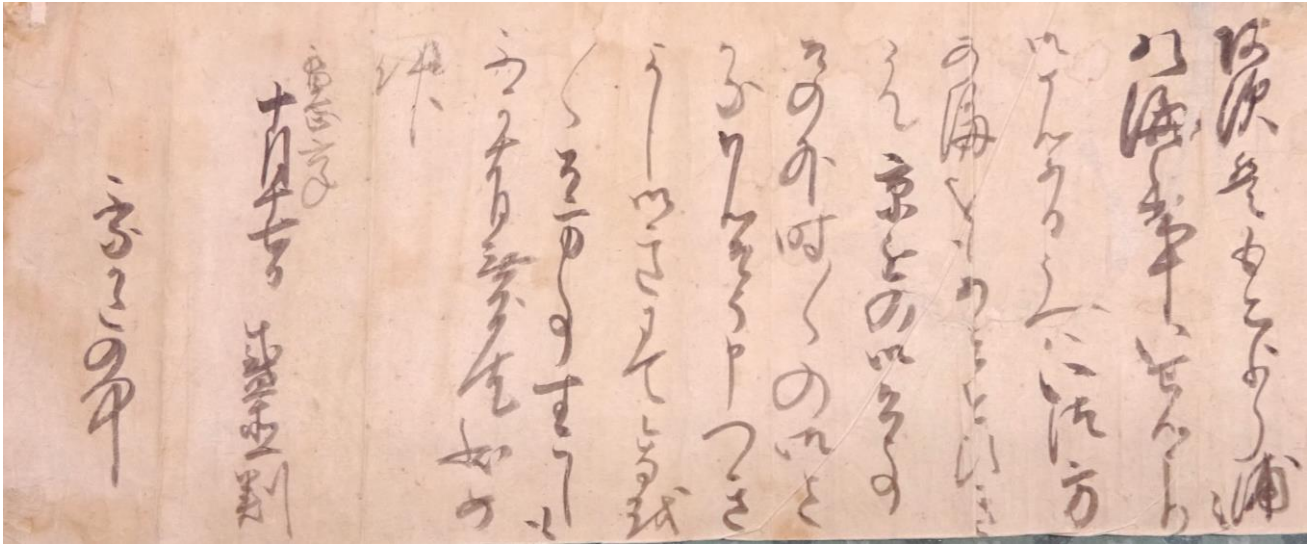


8 宗盛直書下 (久和家文書)

長祿4年(1460)2月22日 宗左衛門尉 あて

守護代宗盛直が宗左衛門尉に、浦浜(製塩施設)については伐子(木材を伐採する人)を嚴重に処置して知行するように守護宗成職の命を伝えた。久和(厳原町)の宗氏(後に久和氏と改姓)は久和の浦浜に塩釜を所有しており、島主から諸税を免除されていた。

浦浜之竈の事、
以前のことく、きり
こなとちうされす、
かたく成敗いた
され、可有知行由
仰に候、仍証状
如件、
長祿四年
二月廿二日 盛直(花押)
宗左衛門尉殿

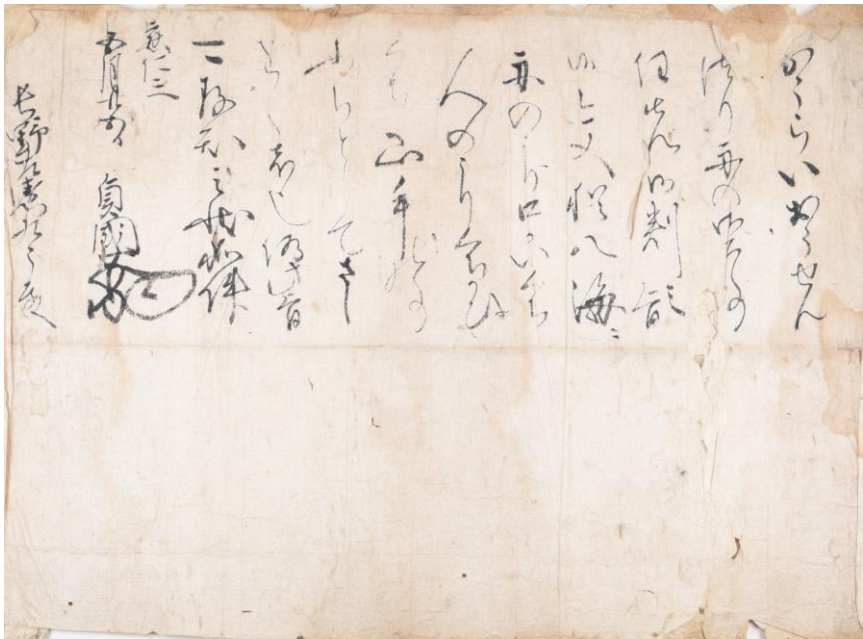


9 宗盛直書下案 (曲海士文書)
寛正6年(1465)10月17日 ふなかたの中 あて

守護代宗盛直が曲(厳原町)の船方に対して、阿須(厳原町)はもちろんのこと、「八海」(対馬全島の海域)で網を引き、「京進の御公事」(京に進上する税)や時々魚を上納するように伝えている。

曲の海民はこれ以前からこうした漁業の特権が認められていた。

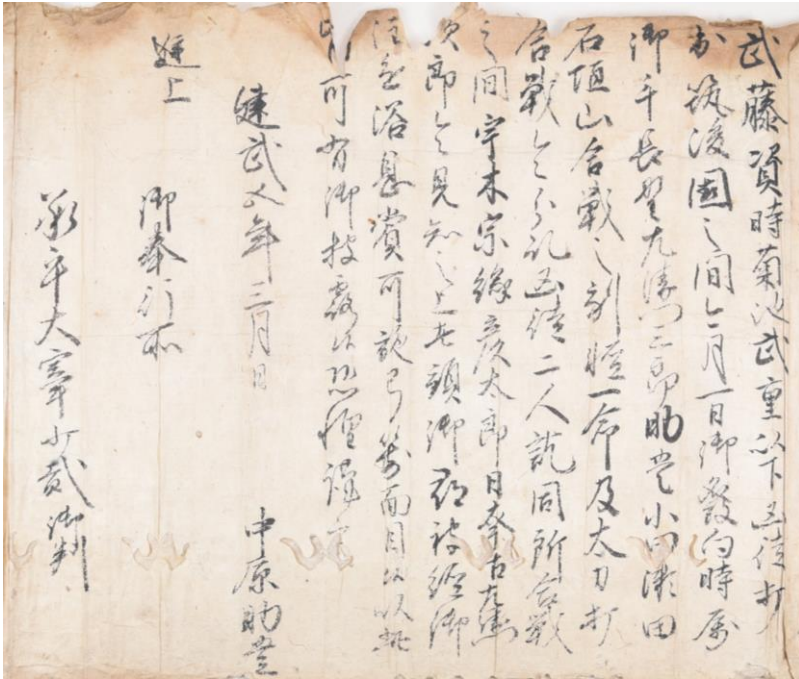
阿須はもとより浦々八海之事、いせんより御めんあるうへは、いつ方の海をもあみをひき候て、京進の御公事、その外時々の御さかなほんそう申へきよし御意にて候、なをく公方事、すこしも不可有無沙汰状如件、
寛正六年
十月十七日 盛直判
ふなかたの中



10 宗貞国書下 (長野家文書)
応仁3年(1469)5月25日 長野左衛門九郎 あて

豊前国人の長野氏は宗氏の家臣となり、対馬に来島して、宗貞盛から志多賀(峰町)に居屋敷を与えられた。本文書は、対馬に定着した長野氏が朝鮮海域での漁業権を獲得し、「舟の売口買口」、「人の売口買口」、「山手」などの諸税を免除されたことを示している。

かうらいおうせん(高麗)つり舟の御公事、任先御判之旨候、今又猶八海に舟のうり口かいくち(売口)・人のうりくちかひ(買口)・くち・山手の事、ふちとしてさし(持)をく者也、仍此旨可存知之状如件、
応仁三
五月廿五日 貞国(花押)
長野左衛門九郎殿



武藤資時・菊池武重以下凶徒、打出筑後国之間、今月一日御発向時、属御手、長野左衛門三郎助豊、小田・瀬田(筑後国野野)・石垣山合戦之刻、軽一命及太刀打合戦、令分取凶徒二人詎、同所合戦之間、宇木宗縁彦太郎・日奈古左衛門次郎令見知之上者、預御尋、被経御注進、浴恩賞、可施弓箭面目候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

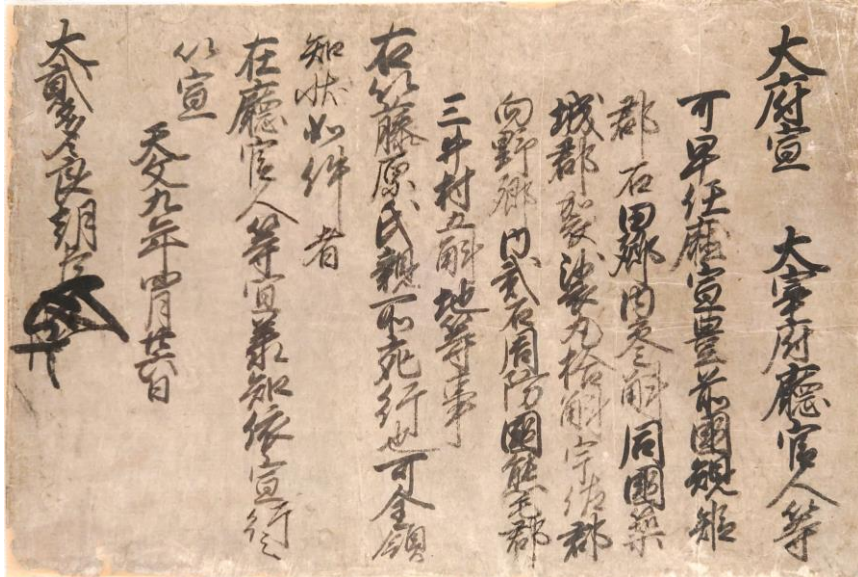
建武五年三月日 中原助豊

進上 御奉行所 承畢、大宰少貳御判

11 長野助豊軍忠状写 (長野家文書)
建武5年(1338)3月日 御奉行所 みて

南朝方の武藤資時・菊池武重らが筑後国に進軍した時、豊前国人の長野助豊は少貳頼尚に属して筑後の石垣山(久留米市)等で合戦し、2人を討ち取った。

証人に実否を尋ね、恩賞を下すように求めている。最後の1行は少貳頼尚が書いた証判である。

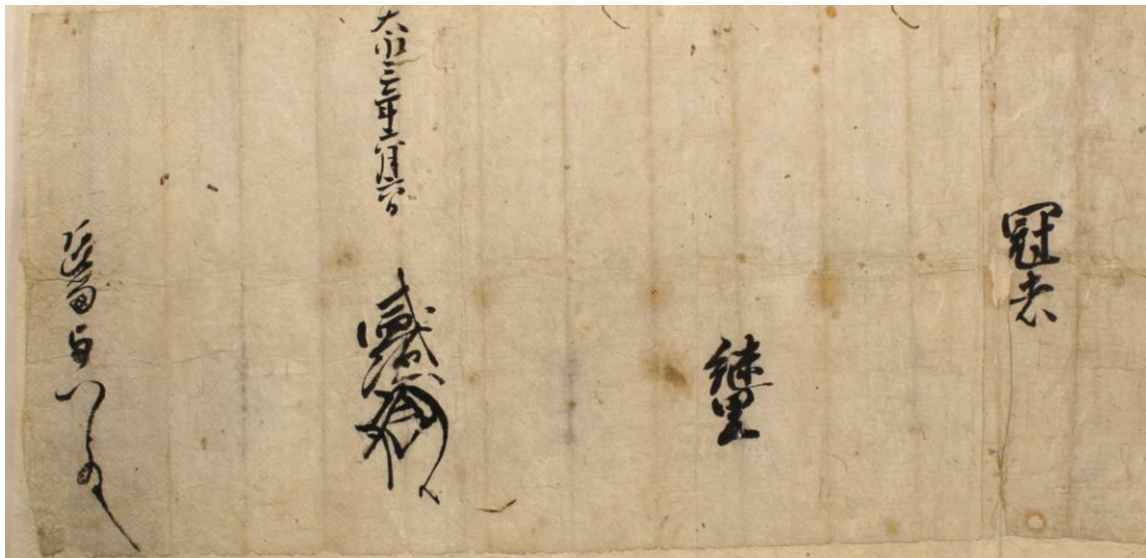


12 大内義隆大府宣 (築城家文書)
天文9年(1540)4月26日 藤原氏親 みて

築城家文書には、戦国時代の豊前国人門司氏の家文書3通がある。本文書は、大内義隆が大宰大貳に任命された後に出した大府宣という形式の文書である。義隆が門司氏親に豊前国規矩郡石田郷(北九州市)等の知行を与えたもの。九州でも珍しい文書である。

大府宣 大宰府庁官人等
可早任庁宣、豊前国規矩郡石田郷内参斛・同国築城郡袈裟丸拾斛・宇佐郡向野郷内貳石・周防国熊毛郡三井村五斛地等事、
右、以藤原氏親所宛行也、可全領知状如件、者
在庁官人等宜承知、依宣行之、以宣、

天文九年四月廿六日
大貳多々良朝(花押)

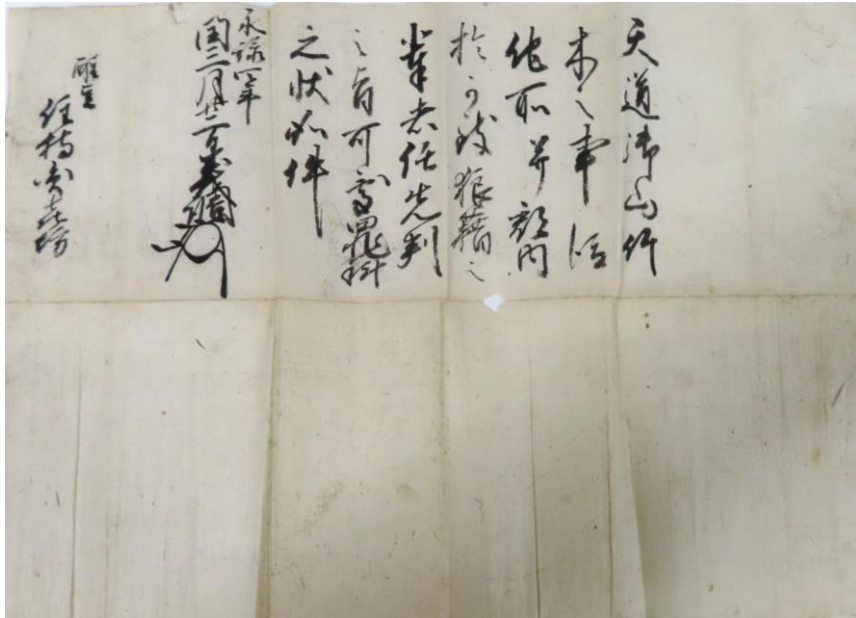


13 宗盛次加冠状 (阿部家文書)
大永3年(1523)6月6日 阿比留与八郎 あて

伊奈郡主宗盛次が、志多留（上臈町）の阿比留与八郎の元服に際して、その烏帽子親となり、「継里」という名前を与えた。

島主や郡主が一字を与える文書は対馬に多く残る。宗盛次は16世紀前半の伊奈郡主で、残存する約100通の文書のうち半数は加冠状である。

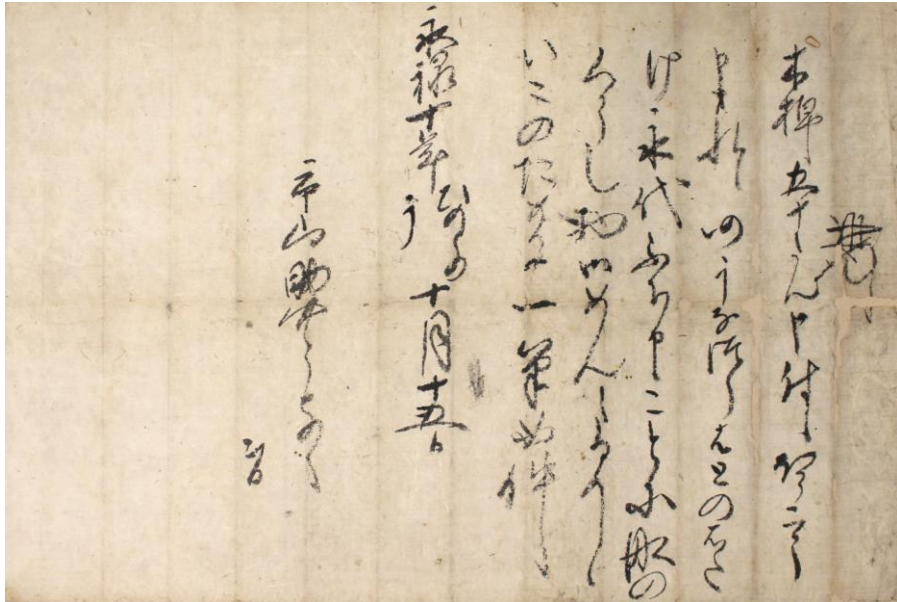
大永三年六月六日	冠者
阿比留与八郎殿	継里
盛次(花押)	



14 宗義調書下 (主藤寿家文書)
永禄4年(1561)閏3月22日 酸豆住持円喜坊 あて

島主宗義調が、豆酸(厳原町)の天道山の竹木に関して、他所や郡内から狼藉を働く輩は、以前の文書にまかせて罪科に処すべきことを命じた文書。対馬特有の信仰である天道は島主・郡主・住民等の崇敬を受け、天道山の竹木保護の他、神領の寄進・課税免除・造営の援助等がなされた。

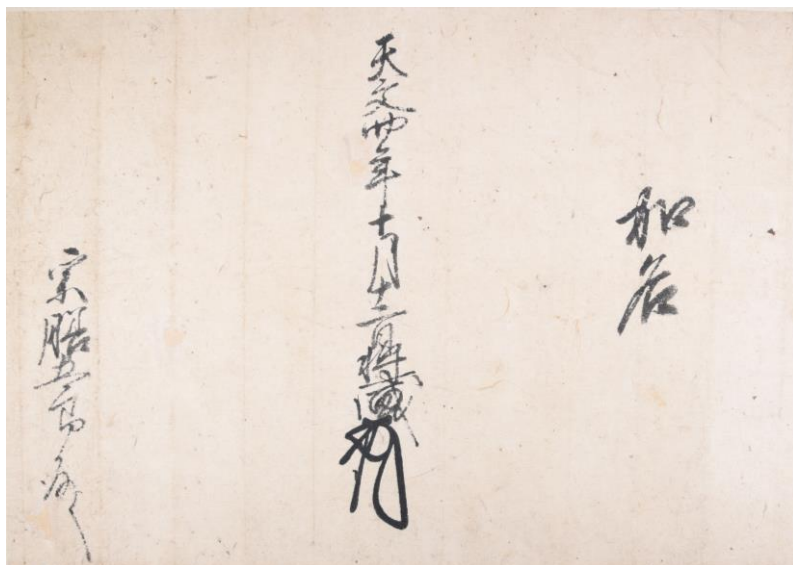
天道御山竹木之事、從他所并郡内、於可致狼藉之輩者、任先判之旨、可処罪科之状如件、	冠者
永禄四年 閏三月廿二日	酸豆 (豆酸)
住持円喜坊	宗義調(花押)



15 宗調昌書下 (市山家文書)
永禄10年(1567)10月15日 市山助四郎 あて

永禄期後半の伊奈郡主宗調昌が、女連(上県町)の市山氏に対して木綿50端の賦課を行い、市山氏がこれを納めたので、女連の「はどの島」を与え、船に関する課役を免除した。木綿は朝鮮からの輸入品であるため、市山氏が交易に関与していた可能性がある。

木綿五十たん申付候、(奉公) ほうこう
申され候、(女連) 仍うなつらはどの(島) はた
け、(後持) 永代ふち申候、ことに船の
くうし物、(公事) 御めんたるへく候、
(以後) いこのために一筆如件、
永禄十年 十月十五日
市山助四郎とのへ
まいる

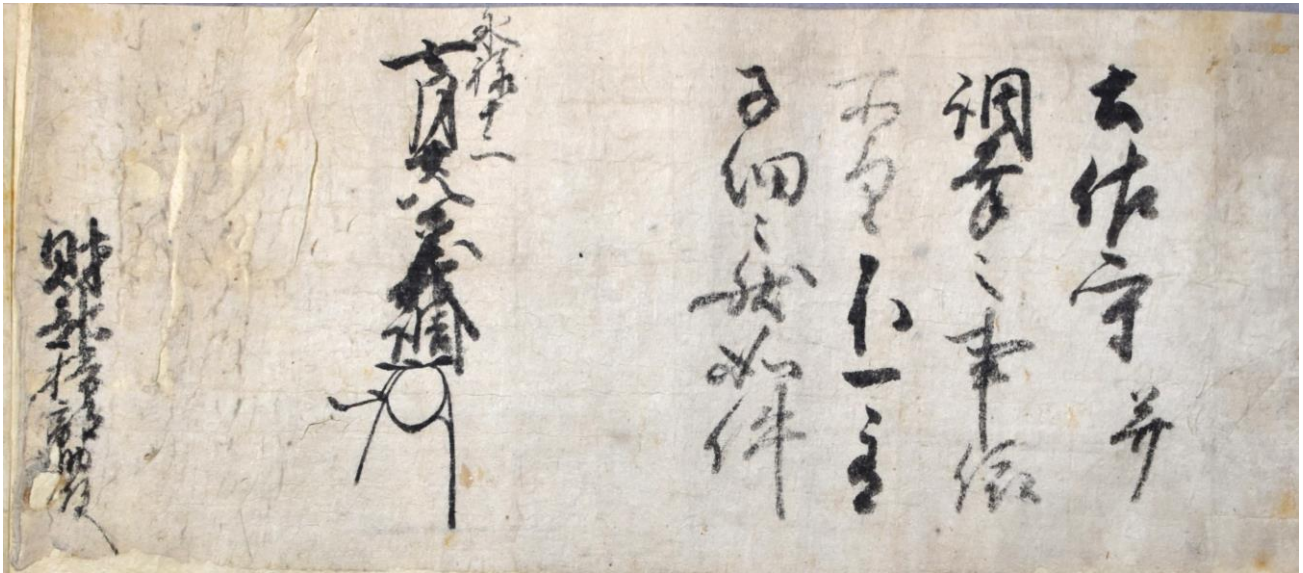


16 宗将盛加冠状 (中村家文書)
天文4年(1535)10月12日 宗膳五郎 あて

島主宗将盛が、峰郡朽木(現峰町吉田)の宗膳五郎に対して名前を与えた文書。元服等によるものと思われる。

将盛は初名盛賢。豊崎郡主宗盛弘の子で、大永6年(1526)、宗盛長の後の島主となる。天文8年(1539)に家臣たちに逐われ、豊(上対馬町)に隠棲した。

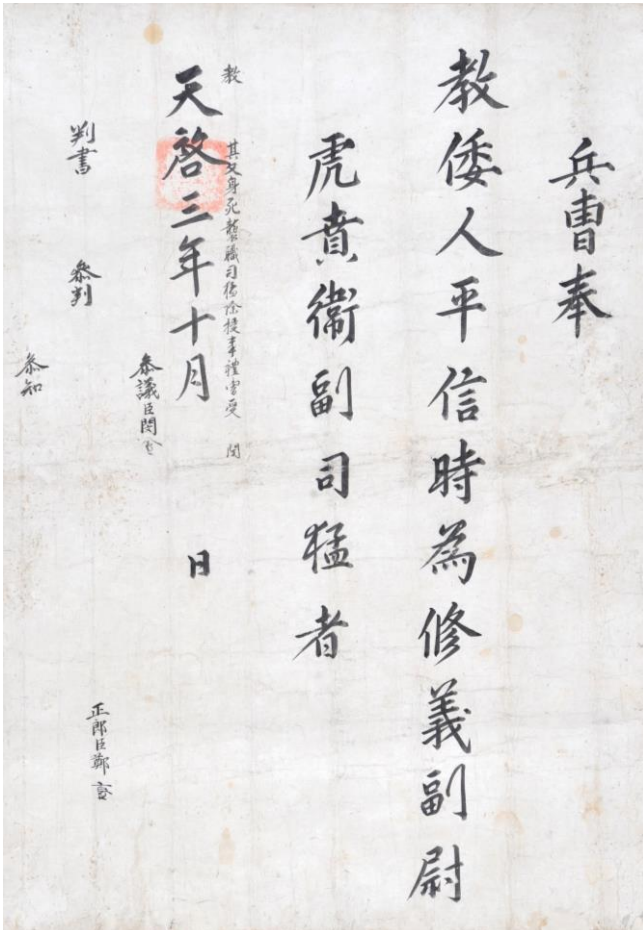
天文四年十月十二日
宗膳五郎殿
加名
将盛(花押)



17 宗義調官途・実名宛行状 (財部家文書)
そうよししげかんと・じつみょうあてがいじょう
 永祿12年(1569)7月28日 財部掃部助 あて

島主宗義調が伊奈郡琴(上対馬町)の財部掃部助に対して、土佐守と調幸という名前を与えた。永祿10年(1567)に伊奈郡主宗調昌が財部氏に加冠を行ったが、同12年(1569)には宗義調が、翌13年(1570)には伊奈郡主宗調国が行っており、郡主と島主の主導権争いがあった。

土佐守并
 調幸之事、依
 所望、不可有
 子細之状如件
 永祿十二
 七月廿八日
 義調(花押)
 財部掃部助殿

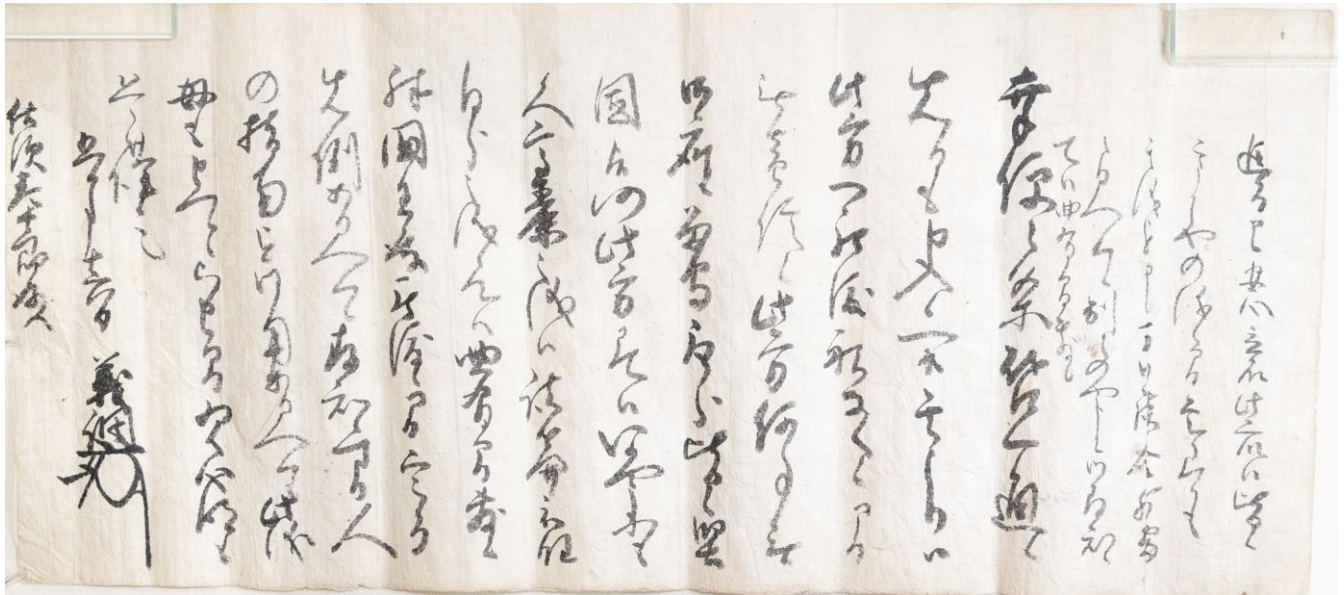


18 兵曹奉教告身 (小野家文書)
へいそうほうきょうこくしん
 天啓3年(1623)10月日 平信時 あて

朝鮮国王の命令(教)を奉じた兵曹(軍事を掌る中央官庁)が、倭人平信時に対して、副司猛の武官職を授けるとの旨を伝達したもの。

年号の右横には、亡父の跡を継がせ、司猛を授けるとの王命があったことを記す。文禄・慶長の役後に発給された、現存するなかで最も新しい告身である。

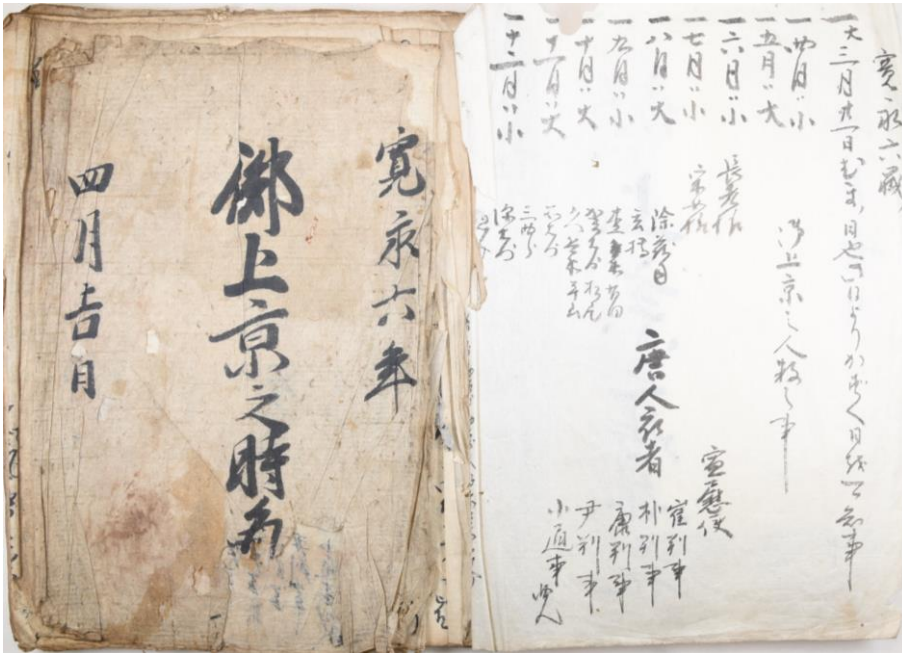
兵曹奉
 教、倭人平信時、為修義副尉
 虎賁衛副司猛者
 教 其父身死襲職、司猛除授事、礼曹受 関
 天啓三年十月 日
 判書 参判 参知
 参議臣関(花押)
 正郎臣鄭(花押)



19 宗義調書状 (杉村家文書)
 年不詳5月16日 佐須彦十郎 あて

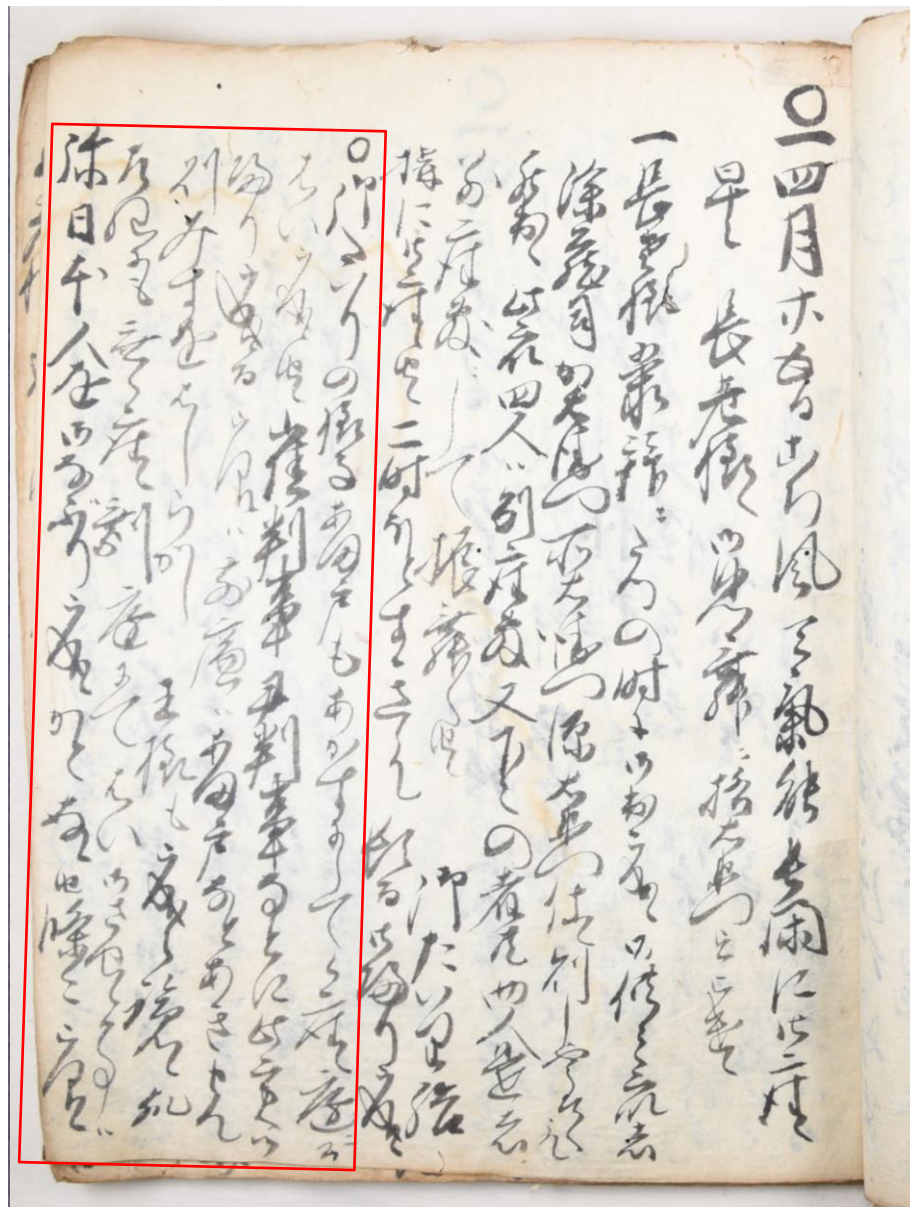
佐須氏は、戦国時代に守護代家となる佐須郡主佐須氏の一族で豆酩郡代。「高麗之儀」、「国王殿」という文言が注目される。「安心」は日本国王使として何度も朝鮮に渡った安心東堂、「立石」は宗氏家臣立石盛広。この書状は、天文21年(1552)か、その次の日本国王使派遣に関係する文書と推測される。

追而申候、安心・立石此衆は皆々
(巧者)
 こうしやの儀候間、是にても
 其儀を申候、万御談合肝要
 たるへく候、別々のやうに御存知候
 ては、曲有間敷候、
 幸便之条、啓一通候、
 先日も申入候へ共、其よりは
 此方へ罷渡船なく候間、
 無音信候、此方何事無
 御座候、留守取分皆々堅
 固候、仍此方にてはいかやうにも
 候へ、高麗之儀は諸篇被任
 自分之儀候ては曲有間敷候、
 殊国王殿罷渡候間、定而
 先例あるへく候、存知候する人
 の指南を御用あるへく候、此儀、
 母も申候へと被申候間、為御心得候、
 恐々謹言、
 五月十六日
 佐須彦十郎殿
 義調(花押)



寛永6年(1629)、日本国王使として対馬から朝鮮・漢城(現・ソウル)へ赴いた上京使節の往還記録。副使・杉村采女の家人によるものと考えられる。

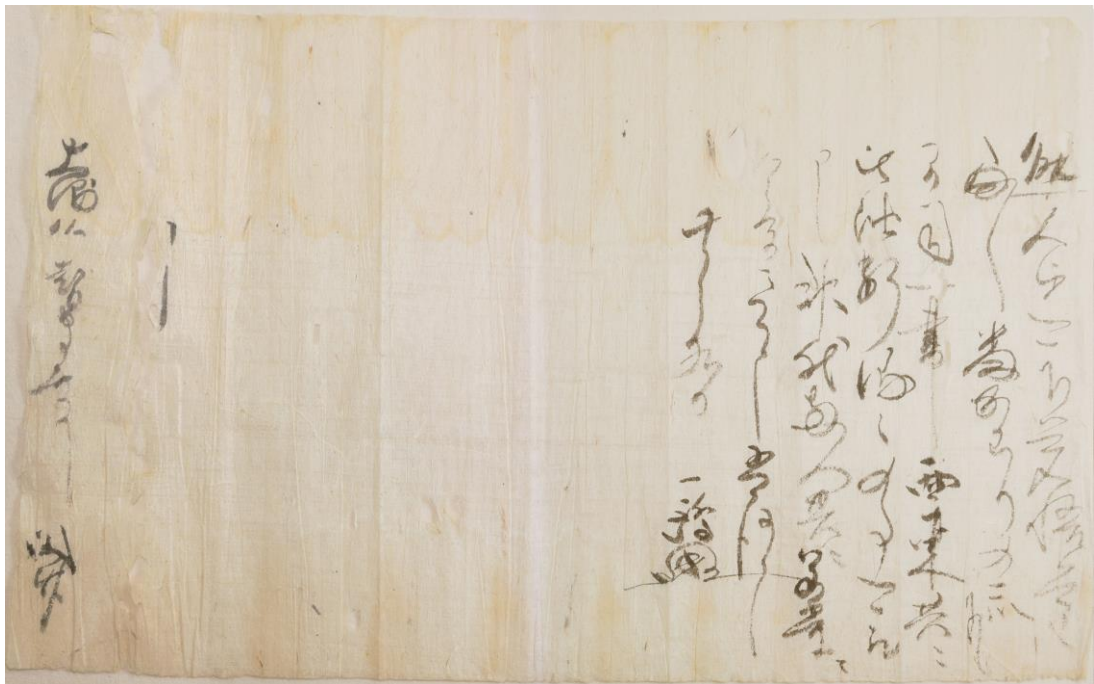
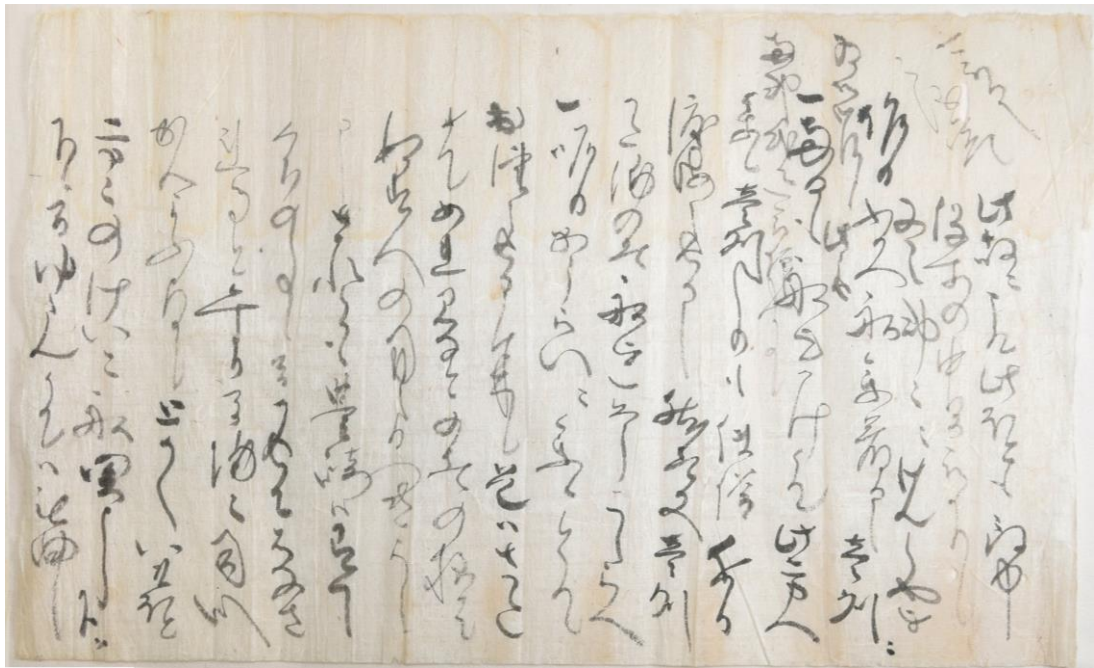
対馬藩主へ報告された正使・規伯玄方の記録『方長老上京日史』とは、記述内容に差異がある。



寛永6年4月25日、規伯玄方らは朝鮮王宮に参内し、国王への拝礼儀式・肅拝を行った。

玄方の『方長老上京日史』では国王臨席のもとでの肅拝であったとするが、本史料では、「(正殿の)あま戸もあかす」、国王不在であったと記す。日本国王使にふさわしい接遇であったとしたい玄方の脚色である可能性が高い。

御たいりの様子、(内裏)あま戸もあかすにして御座候、庭にて(御)はい被成候由候、崔判事・尹判事などに、此方へ御歸り被成候てか被仰候は、前廉はあま戸などあき申し候て、(御座)則みすをはしらかし、王様も被成御覽候処、左様にも御座無く候、(御座)刺庭にてはい御させ候事は、(御座)弥日本人を御なぶり被成候かと存候由、條々被仰候、

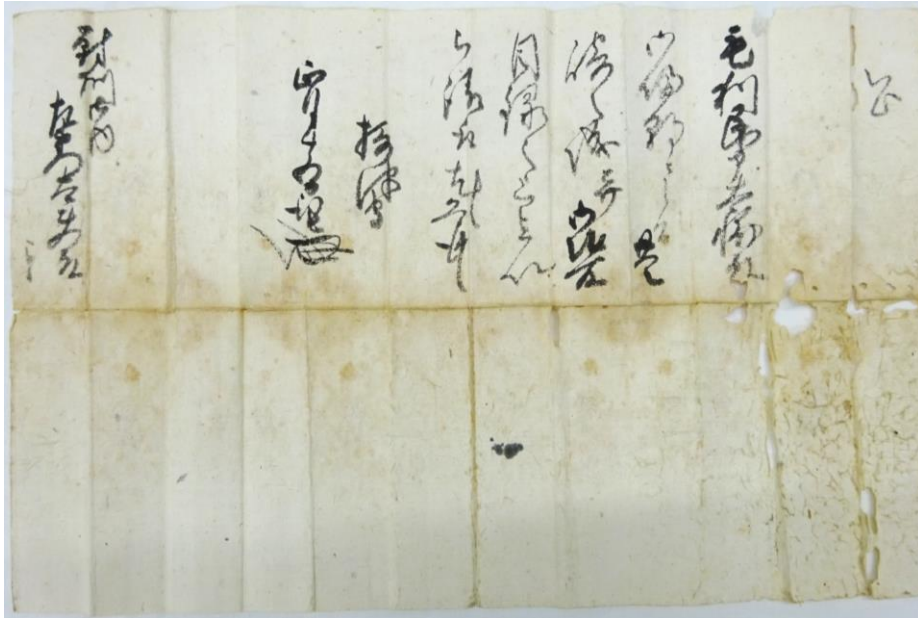


21 宗一鷗(義調)書状 (大浦家文書)
 年不詳10月9日 大浦伯耆守 あて

宗義調は宗晴康の子で、晴康の後に島主となり、天正6年(1578)、一鷗と号した。
 本文書は、宗一鷗が豊崎郡大浦(上対馬町)の大浦伯耆守に出した自筆書状である。後期倭寇が出没する中、豊崎は朝鮮への「渡し口」であり、浦々の用心が肝要であると記す。

此故によて、此ほとも殿中
 役所の間被下候、
 又々郡々にけんしやを
 可被申之儀定候、
 為御心得候、此之由、
 両郡代に可被仰付事候、
 昨日、ふかへ船参着申候、老州に
 一両日も船をかけ候て此方へ
 参候、老州よりも使僧近日
 渡海之由申候、然は又老州
 かた浦の者、船を一そうこしらへ、
 一昨日、かうらいに参候とて、
 出津之由申来候、是はさた
 めてあれみなとの者の様候て、
 ぬす人の用たるへきよし
 申候、されとも豊崎はわたし
 くちの事候間、返てはなさ
 れなと候する間、浦々用心
 かんよふ存候、とかくいまほと
 方々のけいこ船、関より下に
 下候間、ゆたん候ては無曲候、
 態人を可下覚悟候へとも、
 たまく番かわりの衆下候
 間、用一書候、西東共に
 無油断、浦々の事、可被
 申候、郡代両人共に若輩に
 候之間にて申候、恐々謹言、
 十月九日 一鷗(花押)

(墨引)
 大浦伯耆守殿 閑齋



22 こにしゆきながしよじょう 小西行長書状 (大浦家文書)
 (文禄5年・1596)正月15日 対州御内左衛門大夫 あて

小西行長から宗氏家臣・大浦氏あて書状。豊崎で朝鮮・対馬間の船の差配をつとめた毛利友重の帰還にあたり、豊崎の城と土地を目録にした上で受取るよう伝える。文禄の役で明との講和交渉が進むと一部の兵を帰国させたが、その際に行長は在番体制の縮小・再編にあたった。本史料もその一つ。

以上、
 毛利民部太輔殿
 御帰朝二候間、豊崎之儀并御地所
 目録之上を以、
 被請取尤候、恐々謹言、
 撰津守 (小西)
 正月十五日 行長(花押)
 対州御内
 左衛門大夫殿
 まいる



23 こうらいばんだいほんにやまじょう 高麗版大般若経 (長松寺)
 高麗時代(11世紀)

1011年、高麗王朝は国家事業として、大蔵経(一切経)を開板(新しく版木を彫ること)した。これを初雕版という。

長松寺の大般若経は599帖のうち586帖が初雕版であり、まとまった現存例として世界的にも珍しい。第600巻末(上の写真)の墨書には、「此経曾来自朝鮮国、其檀越乃普賢/堂性東居士 院主長左」とあることから、15世紀中頃に朝鮮から対馬へもたらされたと考えられている。



第1巻表紙



参考出品 ^{くにえず} 国絵図
江戸時代

対馬の国絵図である。

江戸時代、国絵図は幕府の命により慶長、正保、元禄、天保の4度にわたって作成されている。この国絵図には紀年銘はないものの、その絵図情報や墨書された村数などから元禄期に作成された国絵図に近似している。

法量は長崎県対馬歴史研究センターが所蔵する国許控の「元禄対馬国絵図」（対馬宗家関係資料）よりも縦で40cm、横で30cm余り小ぶりであるが、村名にふりがなが付されていたり、岬名などが記されていたりして、情報量が多く実用的である。

幕府に提出された清図もしくはその国許控ではなく、対馬藩の絵図方が画いた下絵、もしくは清図や国許控の写しと考えられる。

対馬に在住していた陶芸家の^{こぼやしとうご}小林東五氏が韓国で入手し、折畳装を額装仕立てにしたもので、同氏から開館前の対馬博物館に寄贈された。

国内から近現代に流出したものか、江戸時代に朝鮮通信使もしくは訳官使が対馬で内密に入手して持ち帰ったものか不詳。

凡例

- ・年代については、和暦（西暦）で表記した。なお、年代表記がないものは、史料内容から（ ）内に推定年代を表記した。
- ・原則として旧漢字・異体字は常用漢字に改め、便宜上、読点および中黒を補った。
- ・変体仮名は現行の平仮名によって表記した。
- ・端裏書や異筆の部分は「」を付して示した。
- ・改行は原本の通りとした。
- ・仮名書きや人物名については、理解を助けるために（ ）を併記して内容を補った。
- ・破損等による欠失は字数分を□で表記した。判読できない文字は■とした。
- ・折紙形式の古文書の積文については、上段・下段の境を-----で示した。
- ・解説および積文は、佐伯弘次・山口華代が作成した。
- ・解説・積文・出品目録・関連年表は、「対馬の古文書展」で掲示したものに加筆訂正を加えた。